

平成31年度（令和元年度） 福祉医療貸付事業 予算の概要

独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部

目次



I 福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画	1
II 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）	2
III 貸付条件の改正（継続事項）	10
IV 貸付制度の見直し	12



I 福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画

(単位：億円)

区 分		平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	対前年度	
				増減額	伸び率
福祉貸付	貸付契約	2,519	2,166	△353	86.0%
	資金交付	2,516	2,015	△501	80.1%
医療貸付	貸付契約	1,197	1,142	△55	95.4%
	資金交付	1,183	1,153	△30	97.5%
合 計	貸付契約	3,716	3,308	△408	89.0%
	資金交付	3,699	3,168	△531	85.6%

II 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

- （1）津波対策としての高台移転整備等に係る融資条件の優遇措置の再編
（防災・減災等に係る融資条件の優遇措置の創設）
- （2）働き方改革に資するICT・介護ロボット等の導入に係る融資条件の優遇措置の拡充
- （3）災害復旧資金に係る融資条件の優遇措置の拡充
（激甚災害に係る融資条件の優遇措置の創設）

◎ 福祉貸付事業

- （4）社会福祉法人の経営高度化に係る融資条件の優遇措置の拡充

◎ 医療貸付事業

- （5）国の政策等に基づく病院等の病床削減に伴う整備に係る融資条件の優遇措置の拡充（地域医療構想の推進に向けた融資条件の優遇措置の拡充）
- （6）療養病床の転換に係る融資条件の優遇措置の拡充
- （7）医療従事者の働き方改革支援資金の創設

（１）津波対策としての高台移転整備等に係る融資条件の優遇措置の再編 （防災・減災等に係る融資条件の優遇融資の創設）

東日本大震災や熊本地震のような大規模な震災をはじめ、我が国の国土は地震、津波、豪雨などの様々な自然災害が極めて発生しやすい自然条件下に置かれていることから、これまで災害内容等に応じた融資制度を設けてきたところですが、融資条件が複雑化していることから、防災や減災に係る融資制度の再編し、融資条件を統一化します。

区分	優遇融資			(参考) 通常の融資条件
	高台移転整備などの 補助事業 (注1)	耐震化整備などの 補助事業 (注2)	補助事業外	
貸付利率	全期間無利子	基準金利同率 (据置期間中無利子)	基準金利同率	基準金利同率 ~ 基準金利+0.5%
融資率	95%	70%~80% (病院の耐震化は95%)		70%~80% (病院の耐震化は95%)

(注1) 高台移転整備事業、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備事業の国庫補助等の対象となる事業

(注2) 耐震化整備事業、スプリンクラー整備事業の国庫補助等の対象となる事業

（２）働き方改革に資するICT・介護ロボット等の導入に係る融資条件の優遇措置の拡充

少子高齢化の進展や急激な社会構造の変化により労働人口の減少が進んでおり、社会福祉施設・介護老人保健施設等においても職員の人材確保が喫緊の課題となっていることから、国においては離職防止、定着促進、生産性向上、勤務環境改善等に向け、介護ロボットやICTの活用を推進しています。

平成30年度から介護医療院が創設されたことから、ICT・介護ロボット等の導入に係る融資制度の対象に介護医療院を追加します。

※ 太字下線部分を拡充

区分	優 遇 融 資		(参考) 通常の融資条件
	< 現行の融資条件 >	< 新たな融資条件 >	
融資対象施設	社会福祉事業施設等 介護老人保健施設	社会福祉事業施設等 介護老人保健施設 介護医療院	社会福祉事業施設等 介護老人保健施設
無担保貸付 の限度額	3,000万円	同左	(福祉施設) 300万円 (介護老健) 500万円

（3）災害復旧資金に係る融資条件の優遇措置の拡充 （激甚災害に係る融資条件の優遇措置の創設）

福祉施設や医療施設については、地域の重要な福祉医療基盤であり、災害を受け被災した場合、早急な復旧が求められます。

昨今、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき、激甚災害の指定を受ける大規模な災害が相次いで発生していることから、これら災害の復旧を速やかに支援するため、従来の災害復旧資金を拡充した激甚災害復旧資金を創設します。

（注）融資条件等につきましては、その都度、ご案内させていただきますが、概ね平成30年度において実施した災害復旧資金の特例措置と同等の条件となる見込みです。

（４）社会福祉法人の経営高度化に係る融資条件の優遇措置の拡充

社会福祉法人の経営高度化については、社会福祉法人の経営の大規模化・協働化等を促進するための経営資金として融資制度を設けてきたところですが、平成28年4月に改正された社会福祉法においては、社会福祉法人の収益状況等に応じて会計監査人の設置が義務化されるなど、社会福祉法人の経営高度化（経営組織のガバナンス強化など）に向けた取組みが一層求められていることから、現行の社会福祉法人の経営高度化に係る融資条件の優遇措置を拡充します。

※ 太字下線部分を拡充

区分	優 遇 融 資		(参考) 通常の融資条件
	< 現行の融資条件 >	< 新たな融資条件 >	
貸付利率	基準金利+0.8%	<u>基準金利+0.3%</u>	基準金利+0.8%
融資率	90%	同左	70%~80%
償還期間	8年以内	同左	3年以内
据置期間	1年以内	同左	6月以内

（５）国の政策等に基づく病院等の病床削減に伴う整備に係る融資条件の優遇措置の拡充（地域医療構想の推進に向けた融資条件の優遇措置の拡充）

＜取扱期間＞
令和7年度まで

各都道府県が策定した「地域医療構想」においては、平成27年度の病床機能報告における病床数が令和7年における病床の必要量を下回る区域が過半数を超えている状況であることから、今後、各都道府県の地域医療構想調整会議を経たうえで、減床に向けた病床整備が求められるところです。

一方で、病院及び診療所において減床を伴う整備は収入の減少に直結するため、必要な整備が円滑に進まないおそれがあることから、地域医療構想を推進するため優遇措置を拡充します。

※ 太字下線部分を拡充

区分	優遇融資					(参考) 通常の融資条件
	＜ 現行の融資条件 ＞		＜ 新たな融資条件 ＞			
	① 基金対象事業 (病院・診療所)	② 基金対象外事業 (病院のみ)	基金対象事業 (病院・診療所)		基金対象外事業 (病院のみ)	
			減床する場合	減床しない場合		
貸付利率	基準金利同率	基準金利同率	基準金利▲0.5% (注1) (平成31年度～令和2年度)	左の①と同じ	左の②と同じ	基準金利同率～ 基準金利+0.5%
融資率	建築	60%～70%	95%	左の①と同じ	左の②と同じ	60%～70%
	土地 (注2)	70%	95%	左の①と同じ	左の②と同じ	70%
貸付 限度額	建築	設定なし	同左	左の①と同じ	左の②と同じ	病院：7.2億円 (注3) 診療所：5.0億円
	土地 (注2)	設定なし	3億円	同左	左の①と同じ	3億円

(注1) 貸付利率の優遇措置は、次表のとおり借入申込年度に応じて設定

区分	借入申込年度				
	平成31～令和2年度	令和3～令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
貸付利率	基準金利▲0.5%	基準金利▲0.4%	基準金利▲0.3%	基準金利▲0.2%	基準金利▲0.1%

(注2) 土地取得資金は、基本的に病床が充足している地域は融資対象外

(注3) 特定病院の貸付限度額は12億円（一定の基準を満たす場合は12億円超もあり）

（6）療養病床の転換に係る融資条件の優遇措置の拡充

＜取扱期間＞
令和5年度まで

国の政策において、患者の状態に即した機能分担を推進する観点から、療養病床については医療の必要度の高い患者に限定し、医療の必要性の低い患者については、介護老人保健施設やケアハウス等で受け止める方針が示され、これまで療養病床から介護老人保健施設等への転換を円滑に促進するために必要な優遇措置を講じてきました。
平成30年度から介護医療院が創設されたことから、療養病床の転換に係る融資制度の対象に介護医療院を追加します。

※ 太字下線部分を拡充

区分	優 遇 融 資		(参考) 通常の融資条件
	＜ 現行の融資条件 ＞	＜ 新たな融資条件 ＞	
融資対象施設	介護老人保健施設	介護老人保健施設 介護医療院	介護老人保健施設
貸付利率	基準金利同率	同左	基準金利+0.1%
融資率	90%	同左	70%

＜取扱期間＞
令和2年度まで

（7）医療従事者の働き方改革支援資金の創設

現在、厚生労働省に「医師の働き方改革に関する検討会」を設置し、検討が進められていますが、医療現場においては、医師と医師以外の医療従事者等との役割分担の見直しを含めた勤務環境改善に取り組むなど、働き方改革を早急に実施する必要があります。

こうした状況を踏まえ、医療機関における働き方改革を支援する観点から、医師や看護師が行っている業務の一部を医師事務作業補助者等の補助者を新規雇用し業務移管するなどの働き方改革に取り組み、法人の決算状況が2期連続経常赤字であるなど、民間金融機関の支援が得られにくい医療機関に対する融資制度を創設します。

区分	＜ 新たな融資制度 ＞
融資対象 (資金使途)	医療従事者の働き方改革に取り組む病院及び診療所であって、勤務環境改善に関する事業計画を遂行するために一時的に必要な長期運転資金
資金種類	長期運転資金（働き方改革支援資金）
貸付利率	基準金利+0.3%
貸付限度額（注）	病院：5億円 診療所：3億円
償還期間（据置期間）	10年以内（4年以内）
償還方法	元金均等・元利均等

（注）長期運転資金の既往貸付残高がある場合は、上記の貸付限度額から当該残高を控除した額が貸付限度額となります。また、地域医療構想支援資金等の既存の長期運転資金のお借入れと合算して当該限度額を超えることはできません。

Ⅲ 貸付条件の改正（継続事項）

◎ 福祉貸付事業

（1）アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇融資

(1) アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇融資

＜取扱期間＞
令和元年度まで

平成18年度予算において、アスベスト（石綿）対策にかかる優遇融資を実施し、以降、毎年度制度を継続しています。
平成31年度（令和元年度）においても、引き続き、優遇融資を実施します。

区 分		優 遇 融 資		(参考) 通常の融資条件	
		＜現行の融資条件＞	＜新たな融資条件＞		
融資率	<ul style="list-style-type: none"> 特定有料老人ホーム 営利法人が行う在宅サービス事業等 	75%	同 左	70%	
	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の事業で通常の融資率が75%の事業 	80%		75%	
貸付利率	<ul style="list-style-type: none"> 保育士養成施設、営利法人が行う在宅サービス事業等通常の利率が基準金利+0.2%以上の事業 	基準金利+0.1%		同 左	基準金利+0.2% 基準金利+0.5%
	<ul style="list-style-type: none"> 介護関連施設 	基準金利+0.05%			基準金利+0.1%
取 扱 期 間		平成30年度まで	令和元年度まで	—	

IV 貸付制度の見直し

◎ 福祉貸付事業

(1) 社会福祉施設等のスプリンクラー整備に係る無担保貸付限度額の見直し

☞ 無担保貸付限度額を1,000万円から500万円へ見直し

◆ お問い合わせ先 ◆



◎ 個別の融資に関するお問い合わせ

区 分	施設の開設地	担当部署	電話番号
福祉貸付事業 (※)	東日本	福祉医療貸付部 福祉審査課	03-3438-9298
	西日本	大阪支店 福祉審査課	06-6252-0216
医療貸付事業	東日本	福祉医療貸付部 医療審査課	03-3438-9940
	西日本	大阪支店 医療審査課	06-6252-0219

【施設の開設地】 (東日本) 石川県、岐阜県、三重県より東の地域
 (西日本) 福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域 (医療貸付事業は沖縄県を除きます。)
 (※) NPO法人のお客さまは施設の開設地区分に関わらず、NPOリソースセンターNPO支援課 (Tel.03-3438-4756) にお問い合わせください。

◎ 融資の制度に関するお問い合わせ

区 分	担当部署	電話番号
福祉貸付事業	福祉医療貸付部 事業統括課	03-3438-9282
医療貸付事業		03-3438-9293